第十四条の三第四項中「本人確認情報」の下に「のうち個人番号以外のもの」を加え、「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第十九条の二第三項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

（施工技術検定規則の一部改正）

第六条　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の九」に改め、「以下同じ。）」の下に「のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のもの」を加え、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

第十条第三項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の九」に、「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する「個人番号」をいう。以下同じ。）以外のもの」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

第二十二条第二項中「本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に、「同法第三十条の七第三項」を「住民基本台帳法第三十条の九」に改める。

第二十九条第二項中「本人確認情報」の下に「（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する「本人確認情報」をいう。）のうち個人番号以外のもの」を加え、「住民基本台帳法第三十条の七第三項若しくは第五項」を「同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

（自動車登録規則の一部改正）

第八条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改め、同条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（旅行業法施行規則の一部改正）

第九条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。次項及び次条において同じ。）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のもの」に改め、同条第三項中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「他の都道府県知事」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号以外のものを」に改める。

第一条の四第二項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に改め、同条第三項中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「他の都道府県知事」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報の」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報のうち個人番号以外のものを」に改める。

第三十四条第三項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に改める。

（浄化槽設備士に関する省令の一部改正）

第十条　浄化槽設備士に関する省令（昭和五十九年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の九」に改め、「以下同じ。）」の下に「のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のもの」を加え、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

附則第三条第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第十一条　浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、「以下同じ。）」の下に「のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のもの」を加え、「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第八条第二項中「本人確認情報」の下に「のうち個人番号以外のもの」を加え、「第三十条の五項」を「第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

附則第三条第二項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

（国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正）

第十二条　国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のもの」に改める。

第十九条第三項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に改める。